

法指第 1281 号
平成24年12月20日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室
法人指導課長

公正採用選考人権啓発推進員の選任について（依頼）

日ごろから 本府福祉行政の推進にご支援・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

公正採用選考人権啓発推進員の選任につきまして、各法人におかれましては、大阪労働局の「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」並びに、大阪府の「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、大阪府公正採用選考人権啓発推進員の選任にご協力をいただいているところです。

この度、大阪府商工労働部雇用推進室労政課長より別添のとおり、常時使用する従業員の数が25人未満の事業所であっても、特に公益性の高い社会福祉法人などにおかれましては『推進員』の設置をお願いする旨の通知がありました。

つきましては、各法人におかれましては制度の趣旨をご理解いただき「公正採用選考人権啓発推進員」の選任について、格別のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

大阪府商工労働部雇用推進室労政課長発 労政第2368号（平成24年12月10日）
「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」及び「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」の補足説明について（通知）のとおり

【参考】

○大阪府法人指導課のホームページに商工労働部雇用推進室労政課からの通知を掲載しています。

事業一覧ページ⇒様式資料の社会福祉法人に関する各種手続き案内⇒社会福祉法人等への通知文書

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

○大阪府公正採用選考人権啓発推進員制度のホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/rosei/koseisaiyo/400-suisinin.html>

問い合わせ先 大阪府福祉部地域福祉推進室 法人指導課 指導・監査グループ TEL 06-6944-6660 FAX 06-6944-1982

各部法人所管担当課長
人権担当課長 様

雇用推進室労政課長

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」及び「大阪労働局公正採用
選考人権啓発推進員設置要綱」の補足説明について（通知）

平素は商工労働行政の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

当課では、大阪労働局の協力を得ながら、職業選択の自由を保障するための適正な採用選考システムの確立を目指した人権啓発事業を目的とする「公正採用選考人権啓発推進員」（以下、「推進員」という。）制度を通じて事業所等に対する啓発を進めております。

「推進員」制度は、全国的な制度ではありますが、府県によってその取扱いが異なっております。

このため、大阪府が独自の取扱いを定めている理由につきまして、標記要綱の補足説明を下記のとおりお知らせします。

なお、「推進員」の設置及び大阪府と大阪労働局の共催で毎月実施しております「公正採用選考人権啓発推進員新任基礎研修」の受講につきまして、引き続き貴所管事業所に対する周知啓発にご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

【大阪府が独自の取扱いを定めている理由】

「推進員」の設置につきましては、標記要綱に基づいて、常時使用する従業員の数が25人以上の事業所としております。

また、大阪府知事が選任することが適当と認める事業所につきましては、常時使用する従業員の人数に関わりなく「推進員」の選任をお願いしているところであり、具体的には、「公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人」及び「個人情報を取り扱うことの多い職業紹介所や結婚紹介事業者等」を定めております。

特に、社会福祉法人、医療法人、学校法人につきましては、公益性が高く、センシティブな個人情報を取り扱う機会が多いことから、常時使用する従業員の数に関わりなく「推進員」の選任をお願いしているところです。

また、個人情報を取り扱うことの多い職業紹介所や結婚紹介事業者等につきましては、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」違反事件や、職業安定法第5条の4に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）として「職業紹介事業者等」の個人情報の厳正な取扱いが示された中で、職業紹介所や結婚紹介事業者等の多くが、従業員25人未満の小規模事業者であることから、公正な採用選考や個人情報の適正な運用を行っていただくため、常時使用する従業員の人数に関わりなく「推進員」の選任をお願いしているところです。

担当：雇用推進室労政課

労政・労働福祉グループ 山中、矢倉

電話 06-6210-9518（直通） FAX 06-6210-9517

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

2. 推進員選任対象事業所

(1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

(2) (1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

(1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。

(2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。

(3) 関係行政機関との連絡に関すること。

5. 報告

(1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式1により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。

なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。

(2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」（別紙様式2）を研修実施の1ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」（別紙様式3）により大阪府知事あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9年 5月 7日より施行する。

この要綱は、平成12年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成15年 8月 1日一部改正施行する。

大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1 目的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保障されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保障するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

2 推進員選任対象事業所

(1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

(2) (1)のほか、公共職業安定所長が管轄する地域において、推進員を選任することが適当であると認める事業所。

3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から1事業所につき1名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実効を期すものとする。

4 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

(1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。

(2) 関係行政機関との連絡に関すること。

(3) その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5 報告

推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式により、事業所管轄公共職業安定所あて報告するものとする。

なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。

6 附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

平成14年4月1日一部改正

～企業の人権啓発への取り組みを応援します～

公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修

(24年度後期)

新任・基礎研修の目的は？

公正採用選考人権啓発推進員の責務と果たすべき役割を認識していただくため、推進員に係る基礎的な知識を身に付けていただきます。

受講対象者は？

新しく選任された推進員、及び以前より選任されている推進員で、未だ「新任・基礎研修」を受講されていない方が対象です。

実施概要

研修期間は、1回の研修につき1日あたり4講座で2日間。研修は毎月実施しており、どの時期でも受講することができます。また、課目単位で受講することも可能です。

公正採用選考人権啓発推進員制度について

日本国憲法に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるためには、企業の皆様方が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、本制度では、一定規模（大阪府では従業員25名以上）の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進することを目的としています。

新任・基礎研修 講座内容

1 日目

- ① 推進員の役割 (10:30～12:00)
～推進員の制度概要、推進員に関わる法令など～
推進員になれば何をすべきなのか？推進員制度と推進員の役割である公正な採用選考について関係法令等を通じて学ぶ
- ② 企業と人権 1 (13:00～14:00)
～企業が人権問題に取り組む必要性～
偏見とは？差別とは？社会に潜む誤解は無くなっていない。営利企業がなぜ人権問題に取り組まなければならないのかを学ぶ
- ③ 企業と人権 2 (14:10～15:10)
～企業倫理に基づく社内体制～
法令遵守（コンプライアンス）の徹底や企業倫理に基づく社内体制の確立など人権研修を実施するメリットを認識する
- ④ 企業と人権 3 (15:20～16:20)
～企業の様々な人権活動事例～
個人情報保護など新たな人権問題、企業の海外進出による国内外の外国人労働者との関係など企業の様々な人権活動について学ぶ

*②～④（企業と人権 1. 2. 3）については、まとめて一つの課目単位とします。連続して受講してください。

- ◆ 新任・基礎研修の講座を1年以内に全て受講し、レポートの提出など修了要件を満たされた方には、大阪府知事名で修了証書を交付します。

講師団

平成23年度に講師を担当いただいた方々です。

芦田 武雄	(社)部落解放・人権研究所 啓発企画室 主事	中村 清二	(社)部落解放・人権研究所 理事
安藤 正彦	大阪同和・人権問題企業連絡会	野崎 勝彦	大阪企業人権協議会 サポートセンター総合アドバイザー
李 美葉	NPO法人多民族共生人権教育センター 理事	朴 洋幸	NPO法人トッカビ 代表
奥 脇 学	(有)奥進システム 代表取締役	馬 郡 繁	大阪府障がい者雇用促進センター 障がい者雇用支援員
片岡 聡	けーきはうす天使のたまご 店主	益 永 剛	(株)ニッセイ・ニュークリエーション 常務取締役
金 光敏	NPO法人コリアNGOセンター 事務局長	峯村信太郎	(株)エルアイ武田 代表取締役社長
小寺 研介	大阪同和・人権問題企業連絡会 常務理事	宮 前 綾子	(財)大阪府人権協会
柴原 浩嗣	(財)大阪府人権協会 常務理事兼事務局長	村岡 正次	サポート21 代表
芝本 正明	大阪企業人権協議会 研修サポートセンター長	森藤啓治郎	丸善運輸倉庫(株) 代表取締役社長
高山 義弘	大阪府人権擁護委員連合会 啓発企画委員長 (元 高槻地区人権推進員企業連絡会副会長)	梁 陽 日	立命館大学 生存学研究センター リサーチアシスタント
田中 純幸	NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク 次長		

(50音順)

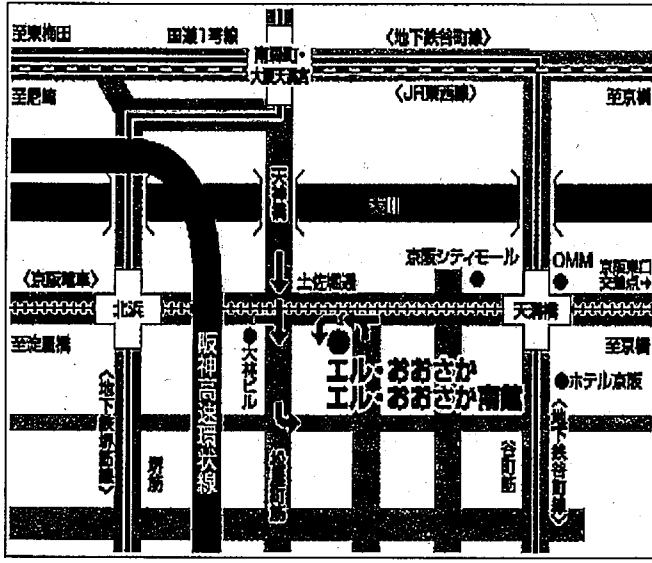
大阪労働局 雇用均等室
大阪府商工労働部雇用推進室

上記以外の講師の方も予定しています。

新任・基礎研修 実施スケジュール(予定)

	日 時			会 場
10月	1日目	平成24年10月15日(月)	10:30~16:20	エル・おおさか 6F:大会議室
	2日目	16日(火)	10:00~16:50	
11月	1日目	11月13日(火)	10:30~16:20	
	2日目	14日(水)	10:00~16:50	
12月	1日目	12月11日(火)	10:30~16:20	
	2日目	12日(水)	10:00~16:50	
1月	1日目	平成25年 1月17日(木)	10:30~16:20	
	2日目	18日(金)	10:00~16:50	
2月	1日目	2月13日(水)	10:30~16:20	
	2日目	14日(木)	10:00~16:50	
3月	1日目	3月13日(水)	10:30~16:20	
	2日目	14日(木)	10:00~16:50	

※ 研修当日、開始前に研修についての簡単な説明がありますので、開始時間5分前までにご着席ください。

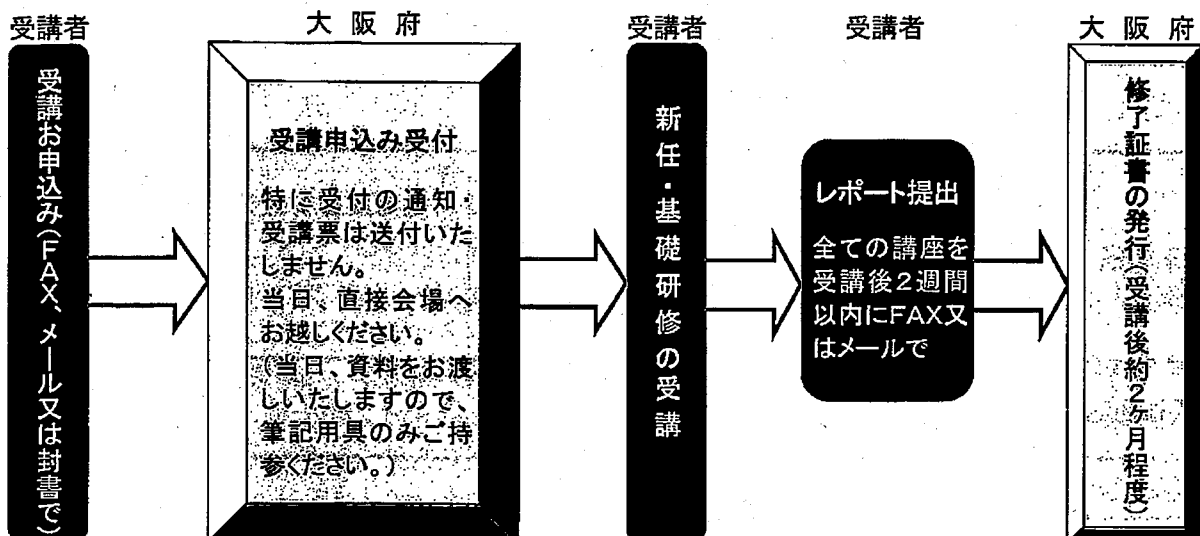


エル・おおさか
[大阪府中央区北浜東3-14]
会場：大会議室（本館6F）

最寄駅：
 ・地下鉄谷町線「天満橋」駅
 (北改札→②番出口)
 ・京阪本線「天満橋」駅
 から西へ約300m

◎駐車場は有料です

受講申込みから修了証書発行までの流れ



新任・基礎研修 受講にあたってのお知らせ

- ▶ 「新任・基礎研修」は、新しく選任された推進員、及び以前より選任されている推進員で、未だ本研修を受講されていない方が対象です。
- ▶ 「新任・基礎研修」の講座を1年以内に全て受講し、レポートの提出など修了要件を満たされた方には、大阪府知事名で修了証書を交付します。（1年以内とは、最初の講座受講日から起算し、1年を経過する満了日の属する実施月までです。）
- ▶ 修了証書の交付にあたり、「部落解放・人権大学講座」を既に受講された方は、2日目の講座（企業と同和問題、企業と障がい者雇用、企業と在日外国人、企業と男女機会均等）についての受講を免除することができますので、お申し出ください。
- ▶ 修了証書送付希望の方は、角形2号封筒（240mm×332mm）に住所氏名をご記入の上、送料として440円分（郵送料140円、簡易書留300円）の切手を貼って、研修当日ご持参下さい。
- ▶ 受講料は無料です。
- ▶ 受講にあたっては、事前にお申込みが必要です。

新任・基礎研修 受講申込方法

受講希望者は、下記申込み票をFAX、メール又は封書で大阪府雇用推進室あて提出いただくようお願いいたします。また、大阪府ホームページ「採用と人権」（下記アドレス参照）に[Word形式]の申込書を掲載していますので、そちらもご活用ください。（メール送信の場合、そのまま添付ファイルとしてご利用いただいても結構です。）

お申込みは定員に達するまで随時受付けています。特に受付の通知・受講票は送付しません。お申込みの上、直接会場へお越しください。なお、申込受付を終了した場合は、ホームページでお知らせします。

お問い合わせ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
 大阪府商工労働部 雇用推進室労政課 労政・労働福祉グループ
 TEL (06) 6210-9518 FAX (06) 6210-9517
 E-mail rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

*** 大阪府ホームページ「採用と人権」***

<http://www.pref.osaka.jp/rosei/koseisaiyo/index.html>

「公正採用選考」や研修行事などの情報を提供!!

※ このリーフレットは40,000部作成し、1部あたりの単価は2円です

主催/大阪府 共催/大阪労働局 協力/大阪企業人権協議会

FAX 番号 06-6210-9517 (大阪府商工労働部 雇用推進室)

公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」申込み票

受講日	1日目	月	日()	/	2日目	月	日()
事業所名	ふりがな〔省略せず、正式名称を記入してください〕		所在地	〒			
受講者名前	役職名 または 所属名						
電話番号	FAX番号						

受講は原則として2日連続でお願いします。但し、2日連続の受講が困難な場合は、各課目単位での受講も可能です。

*この「申込み票」に記載された個人情報については、受講申込み者・修了者の把握等、新任・基礎研修の実施に関わる必要な事務処理の目的以外には使用いたしません。